

# 共同事業のための新しい組織 有限責任事業組合(LLP)制度施行!

今年の4月27日に成立した「有限責任事業組合契約に関する法律」が、8月1日に施行されました。この法律に基づく有限責任事業組合は、通称「日本版 LLP」と呼ばれていますが、LLP (Limited Liability Partnership【リミテッド・ライアビリティー・パートナーシップ】)とは、株式会社や有限会社などに並ぶ事業体のひとつで、この制度を2000年に創設したイギリスでは、その後3年間で3万社を超えるLLPが誕生した実績があると経済産業省では公表しています。

今後、日本で新たな事業形態として導入される「有限責任事業組合」は、民法で規定されている構成員全員が無限責任の組合制度(民法組合制度)の特例として位置付けられており、従来の民法組合制度では、リスクが大きく実現することが難しかった企業同士のジョイントベンチャーや専門人材の共同事業体として、大きな期待を寄せられています。

## 法律の概要

### (1) 出資者全員に有限責任制を付与

- ① 有限責任制の導入 LLPの出資者は出資額の範囲までしか責任を負わないこととする。
- ② 債権者保護規程の整備 有限責任制の導入に伴い、債権者保護を徹底する。
  - ・ 有限責任事業組合契約の登記
  - ・ 財務データの開示
  - ・ 債務超過時の利益の分配の禁止

### (2) 内部自治の徹底

- ① 柔軟な損益や権限の配分 出資者の間の損益や権限の配分は、出資者の労務や知的財産、ノウハウの提供などを反映して、出資比率と異なる配分を行うことができる。
- ② 内部組織の柔軟性 LLPの業務執行者に対する監視の在り方は、出資者の間で柔軟に決めることができる(取締役会や監査役など監視機関の設置は強制しない)。

### (3) 共同事業性の確保

- ・ 業務執行への全員参加 LLPの意志決定は、原則、出資者全員で行い、出資者全員が業務執行に参加する。

LLPに関しては、LLP段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組み(いわゆる構成員課税)が適用される。

## LLPなどの効果

- ① 米国の LLC (合同会社)
  - ・ここ10年間で、株式会社が100万社誕生したのに匹敵する80万社のLLCが誕生。
  - ・IBM、インテルなどの共同研究、投資会社映画製作会社などが活用。
- ② 英国 LLP
  - ・2000年に創設され、1万社を超えるLLPが誕生。
  - ・KPMGなど会計事務所、デザイン事務所、ソフト会社などが活用。

我が国では、こうした3つの特徴を兼ね備えた事業体は存在しなかった。そこで、民法組合の特例として、出資者全員の有限責任制を定めた有限責任事業組合法(LLP法)を制定し、3つの特徴を持つ新たな事業体制度が整備された。

	株式会社	民法組合	LLP組合
有限責任制	○	×(無限責任)	→ ○(有限責任)
内部自治原則	× 損益や権限の配分は出資額に比例 一取締役会や監査役が必要	○ 損益や権限の配分は自由 一監視機関の設置が不要	○ 損益や権限の配分は自由 一監視機関の設置が不要
構成員課税	×(法人課税)	○(構成員課税)	○(構成員課税)

なお、詳細につきましては経済産業省ホームページ(<http://www.meti.go.jp/economic organization/llp seido.html>)からご覧になれます。